

＜くらし応援定期預金「あんしん+Ⅱ（プラスツー）」（1千万円未満）＞商品概要説明書

1. 商 品 名	くらし応援定期預金「あんしん+Ⅱ（プラスツー）」																								
2. 販 売 対 象	個人の方（個人事業主を含む）																								
3. 期 間	1年・3年 ・「スーパー定期」「スーパー定期300」の自動継続定期預金 ※通帳式・総合口座式																								
4. 預 入	預入方法	一括預入																							
	預入金額	1口 100万円以上1,000万円未満																							
	預入単位	1円単位																							
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。																								
6. 利 息	適用金利	1年、3年の「スーパー定期」「スーパー定期300」 1年もの 0.50% 3年もの 1.00% 自動継続後の金利は、当金庫所定の1年、3年ものの「スーパー定期」「スーパー定期300」の店頭表示金利となります。																							
	利払方法	<単利型> 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 <複利型> 満期日以後に一括して支払います。																							
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算																							
7. 税 金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。																								
8. 手 数 料	_____																								
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。																								
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の利率により取扱います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">預入期間</th> <th colspan="2">約定期間</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約時における普通預金利率</td> <td>解約時における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		預入期間	約定期間		3年未満	3年以上4年未満	6ヵ月未満	解約時における普通預金利率	解約時における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
預入期間	約定期間																								
	3年未満	3年以上4年未満																							
6ヵ月未満	解約時における普通預金利率	解約時における普通預金利率																							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																							
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																							
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																							
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																							
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%																							
11. 金利情報の入手方法	金利は、当金庫ホームページ・店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。																								
12. 苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051） フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 FAX 03-6739-7771																								

〈くらし応援定期預金「あんしん+Ⅱ(プラスツー)」(1千万円未満)〉商品概要説明書

<p align="center">紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
<p>14. 預金保険について</p>	<p>預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>

<<らし応援定期預金「あんしん+Ⅱ（プラスツー）（1千万円以上）」>>商品概要説明書

1. 商 品 名	くらし応援定期預金「あんしん+Ⅱ（プラスツー）」	
2. 販 売 対 象	個人の方（個人事業主を含む）	
3. 期 間	1年・3年 ・「大口定期預金」の自動継続定期預金 ※通帳式・総合口座式	
4. 預 入	預入方法	一括預入
	預入金額	1口 1,000万円以上
	預入単位	1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利 息	適用金利	「大口定期預金」 1年もの 0.50% 3年もの 1.00% 自動継続後の金利は、当金庫所定の「大口定期預金」各期間の店頭表示金利となります。
	利払方法	預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税 金	お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
8. 手 数 料	—	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）	
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期前に解約する場合は、預入期間に応じた以下の利率により取扱います。 （1） 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てる。）のうち、最も低い利率。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－（（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数））/預入日数 なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。ただし、Cの算式により計算した利率は0%を下限とします。 （2） 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てる）のうちいずれか低い利率。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－（（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数））/預入日数 ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とします。	
11. 金利情報の入手方法	金利は、当金庫ホームページ・店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはリスク管理部まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理部～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-0051） フリーダイヤル 0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 FAX 03-6739-7771	

〈くらし応援定期預金「あんしん+Ⅱ(プラスツー)(1千万円以上)」〉商品概要説明書

<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理部もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
<p>14. 預金保険について</p>	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>



想いに寄り添い、未来へつなぐ

興産信用金庫